

養父市農業委員会

第35回会議録

令和4年8月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第35回会議録

1. 開催日時 令和4年8月24日(水曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第116号 農用地利用集積計画の承認について

議案第117号 非農地証明交付申請の承認について

議案第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第119号 農地法第4条第1項のただし書き、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について

議案第120号 空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定について

報告事項

報告① 農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について

報告② 農地法第3条の規定による許可申請について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員(11名)

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄	6番 奥藤雅行	8番 谷垣重俊	9番 西谷眞一
11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹	13番 圓山満	

5. 欠席農業委員(2名)

7番 前川章 10番 北本健一郎

6. 出席推進委員(10名)

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 木下計介	17番 藤原隆弘
18番 鷹野孝一	19番 安達繁	21番 林田雅美	23番 森脇耕助
24番 井上勝雄	25番 藤原健次		

7. 欠席推進委員(2名)

20番 栗田匡晃 22番 上垣美由紀

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

副主幹 福垣 周作

主事 定岡 良樹

事務局 : それでは、ただいまより第35回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長 : 皆さん、こんにちは。今日はちょっと外のほうは涼しいようではありますが、まだ残暑ということで暑い日が続いております。これから農作業等でお忙しくなられることだと思いますけれども、お体に注意してどうぞよろしくお願いたしたいと思います。

今日の午前中は、案件がたくさんありましたので、2班に分かれてそれぞれ現地調査のほうもしていただきました。ありがとうございました。ひとつ案件もたくさんございますので、慎重審議いただきまして、どうぞよろしくお願いをいたします。以上です。

事務局 : それでは、最初に会議の成立について御報告をいたします。本日出席、農業委員13名中11名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員については10名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきまして、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。谷垣会長をお願いをいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、13番の圓山農業委員と2番の山根農業委員をお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第116号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第116号、農用地利用集積計画の概要です。公告は令和4年9月1日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が43,240平方メートル、43筆、畑が7,274平方メートル、12筆、合計50,514平方メートル、55筆です。利用権の設定を受ける戸数は30戸、設定をする戸数は10戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃借権です。利用権の内容別では、使用貸借権が54筆、48,829平方メートル、全て新規です。賃借権が1筆、1,685平方メートル、こちらも全て新規となっております。利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、4年契約が6筆、

7,219平方メートル、5年契約が4筆、6,884平方メートル、10年契約が45筆、36,411平方メートルとなっております。

詳細につきましては次ページ以降に記載しております。なお、4ページから11ページが農地中間管理事業を活用し一括方式によるもので、機構から転貸を受け耕作する者、期間等を記載しておりますので、御確認ください。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第116号を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第117号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第117号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、大屋町宮垣の土地2筆で、面積が204平方メートルです。所有者は、神戸市の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は、昭和59年頃から雑種地化し、平成10年頃から宅地化として利用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、14ページから18ページとなっております。

2番、大久保の土地1筆で、面積が82平方メートルです。所有者は、大久保の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は、20年以上前から墓地になっており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、19ページから23ページとなっております。

3番、大坪の土地1筆で、面積が932平方メートルです。所有者は、稲津の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は、平成元年頃から山林になっており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、24ページから28ページとなっております。

4番、中米地の土地2筆で、面積が389平方メートルです。所有者は、神戸市の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は、昭和59年頃から雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ペー

ジは、29ページから33ページとなっております。

5番、八鹿町八鹿の土地1筆で、面積が46平方メートルです。所有者は、朝来市の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は、平成10年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、34ページから38ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の大屋町宮垣の件について、担当は私ですので、8番、谷垣より説明をいたします。

14ページ、15ページを見てください。ちょっと分かりにくいですが、14ページに養父穴栗線があります。そのとこよりちょっと上っていったところに現地がございます。16ページの字限図を見ていただきましたら、2か所、1203、1207という赤で囲ってあるところがその部分でございます。17ページにその現況の写真がございますが、1203につきましては、縦長になっておる写真でありますけれども、倉庫が建っております。これは平成10年頃、鉄筋で建てられたものであります。物置として使用をするために建てたものであります。それから、右側の1207のほうにつきましては、母屋の裏側のところになるんですけれども、そこが昭和59年のときに今のこの申請者の方が相続を受けるときに、それより以前からあの部分のところがありまして、そこにコンクリートを打って、今現在のような形になっているということでありまして、18ページには始末書もついておりますけれども、今この申請者の方は、先ほどもありましたように、神戸市に住んでおられまして、今回この土地を母屋を含めて処分をしたいということの中でいろいろ調査をした結果、今の2件の分についてまだ農地のままだに残っていたということで、今回、申請が上がってきているということでありまして、ひとつ御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

1番、秋山農業委員。

秋山委員： 1番、秋山です。よろしく願いいたします。午前中に現地の確認をさせていただきました。ただいま担当委員のほう詳しい説明をされておりましたので、改めて説明することはほとんどないんですけれども、言われたとおり、24年前から倉庫になり、59年には一般住宅として一部を使用されておったということになっております。その部分の住宅の横のほうは、もうコンクリートの基礎が少し残る状況になっておりました。現在はもう空き家ということで、誰も住んでおられません。ということで、手入れもできない様子で、付近は木やそれから雑草が生い茂っている状況から見て、農地としての再生は難しいと思われまして、現況地目への変更は妥当かと思われまして、よろしく願いいたし

ます。

議長： 説明が終わりました。担当推進委員ですけれども、今日は欠席ですので、説明については割愛をいたします。

それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第117号の1番を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大久保の件について、担当農業委員より説明を求めます。

9番、西谷眞一農業委員。

西谷眞委員： 9番、西谷です。本日は大久保、遠いところまで視察をありがとうございました。現地は大久保の村の中でした、19ページの図と20ページの写真とで大體想像してもらったらいいかと思います。これにつきましては、始末書にありますように、昭和の頃から墓地として利用していました。今現在の資産を整理する中において調べてみると、農地じゃないと思っていたら農地になっていたということで、現況に合わせて墓地になるようにしたいということのようです。

それで、昭和の頃からここを墓地として利用していたということのようで、この一角がほかの家の墓地もありまして、近所の人もその辺りを墓地にして利用しているものと思われま。22ページの写真で見ただけでしたら分かると思いますが、もうこの墓地のところはきれいに石を敷き詰めて整地してありますので、農地に返すというようなことは不可能といえますか、無理だと思いますし、もう昭和の頃から、この議案のほうには20年以上となっておりますけれども、昭和の頃から利用しているということですので、もう30年以上このような状況でここは利用されているということです。

それから、地目は田になっているんですけれども、この21ページの図を見ていただいたら分かるんですけど、116-2が現地でした、左のところの133、134、こここのところに水路が通っておりまして、水が流れております。けれども、もうこの一帯は全部田んぼもありませんし、畑もありませんし、荒れている状態です。ですので、水利のほうをどうのこうのという問題はなかろうと思いますので、この件については認めていただきたいと思いますので、よろしくお願

いします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
2番、山根農業委員。

山根委員： 2番、山根です。地元委員の言われたとおりで、今朝ほど見させてもらって、22ページ、23ページで、22ページの写真が、現況はこういう状態でした。23ページの始末書にありますように、現況地目と合わせてと書いてありますが、我々は審議するのは、ここは農地か農地でないかという問題だけだと思います。現況はこういう状態ですので、非農地ということで僕はいいと思いました。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
25番、藤原健次推進委員。

藤原健推進委員： 25番、藤原です。先ほど農業委員の方が申されたとおりですので、墓地という現況はないんですが、非農地ということでよろしくお願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第117号の2番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の大坪の件について、担当農業委員より説明を求めます。

6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 6番です。場所は大坪の地内で、住宅からちょっと離れてはおるんですけども、平成元年頃に祖父の方が植えられたというふうに始末書には書いてあります。現況は、見ていただきましたら、本当の原野でして、とても畑とかそういう形ではないのは事実でございます。今日、立ち会っていただいた方は、原野だということで判断されたと思います。もともとこの稲津の方が大坪の土地を

買われてこういう流れになったと思います。27ページの写真ですね、もうこのままでございますので、何の問題もないように思います。よろしく審議をお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
13番、圓山農業委員。

圓山委員： 13番、圓山です。今朝方、担当委員の方と一緒に見させていただきました。今の説明で十分説明されているとおりの現況でしたので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
18番、鷹野推進委員。

鷹野推進委員： 18番、鷹野です。今朝ほど現地に行かせていただいて、見させていただきました。奥藤委員の説明どおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第117号の3番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きます。番号4番の中米地の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： 3番、藤原でございます。これは中米地の土地なんですけども、関連ページは29ページから33ページになっております。場所は米地の奥をずっと入っていきながら、前に市水道のポンプの前になっております。これは結局、この323というのが道路沿いのところで、昔は田んぼやったらしいです。田ということで、そこがもうコンクリートで車庫と、それから道路に今なっております。そ

のようなわけで、結局、近所の人がこの家を買われるということで、家の持ち主が買ってこれという事で、買われるという事で調べてみたら、農地のまま残っていたということです。そういうことで今回の申請に当たっております。始末書もちゃんと書かれておりますし、これを元に戻すというのはちょっと無理なように思いますので、審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 : 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
11番、坂本農業委員。

坂本委員 : 11番、坂本です。担当農業委員が説明したとおりで、もう売買が絡んで、調べてみたら農地であったというのは、どこでも多くある事例なので、問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

事務局 : 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、安達推進委員。

安達推進委員 : 19番、安達です。午前中に現地調査に行きました。32ページの写真を見てもらったらそのとおり、もう完全な非農地やと思ひます。以上、よろしくお願ひします。

議長 : 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、議案第117号の4番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長 : 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号5番の八鹿町八鹿の件について、担当農業委員より説明を求めます。
11番、坂本農業委員。

坂本委員 : 11番、坂本です。34ページ、35ページ、36、37で、場所は市役所の前、旧八鹿幼稚園の東側のほうに当たります。それで、37ページの写真を見てもらったら分かるおと、水路があつて、里道があつて、その端にちょっと花壇みたいな、46平米の狭いところで、そこが農地で畑のままになっているということだつ

たです。それで、その持ち主の方が相続されて、また将来的に売られるときに、農地であったら売買にちょっとややこしい面があるので、この際、非農地の届けをしてやりたいということで、司法書士の方が現地でもまた、私も1回説明を受けて見に行ったんですけど、また今日も司法書士の方が来て説明してくれました。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
3番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： 3番、藤原です。先ほど地元委員さんが説明されたとおりなんですけども、これも先ほど言われたように、相続のほうで調べたらこういう結果であったということが多々あることなんですけども、これはもう農地として元に戻すことはできませんように、戻しても仕方がないことだと思えます。審議のほうよろしくお願ひしたいと思えます。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
14番、小林推進委員。

小林推進委員： 小林です。写真を見てのとおり、もう現況、庭みたいな状態で、そのままの報告でよろしいかと思えますので、よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第117号の5番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第118号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 39ページを御覧ください。議案第118号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市建屋の土地1筆、面積は294平方メートルです。譲渡人は豊岡市の方、譲受人は養父市能座の株式会社です。申請地内に水稻栽培用の育苗施設を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは40ページから45ページです。

申請番号2番、養父市玉見の土地1筆、面積は945平方メートルのうち104平方メートルです。貸付人は養父市玉見の方、借受人は養父市新津の方です。借受人は林業をなりわいとしており、玉見地区の森林整備に当たり、間伐材の搬出用の作業道を建設することが転用の目的です。設定する権利は使用貸借権です。関連ページは46ページから48ページです。

申請番号3番、養父市養父市場の土地3筆、合計面積は2,668平方メートルです。貸付人は養父市養父市場の方と養父市藪崎の方です。借受人は養父市養父市場の株式会社です。運送業の事業拡大により、隣接している申請地内に露天駐車場及び露天資材置場を建設することが転用の目的で、設定する権利は賃借権です。関連ページは49ページから55ページです。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の建屋の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局：申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用について同意書や残高証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地への影響も問題ないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

それでは、次に、担当農業委員の説明を求めます。

6番、奥藤農業委員。

奥藤委員：6番、奥藤です。今朝、現地調査しました。申請者が育苗施設を造るということで、この譲渡人の木下さんから売却で受けられました。ほとんどが宅地で、一部農地があるということで、その部分の294平方メートルが今回申請のあった農地です。ここを宅地化して同じように宅地として育苗施設を使うということ聞いております。現況を見ましたら、非常に荒れたような土地ですし、水路とかそういったことには一切関わりのないような土地でございます。何に使われていたのかちょっと分かりませんが、そこを一部宅地化にしても別

に支障があるというような場所ではございませんので、慎重審議のほうをよろしくお願い申し上げます。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
12番、西谷英樹農業委員。

西谷英委員： 12番、西谷です。午前中に現地を確認してきました。担当委員が言われたとおりのことでありまして、大半はもともとの宅地のところにこの施設を造るということですが、その奥のほうに一部農地が残っていた。それを掘削して宅地と同じレベルにして育苗施設を造るということで、育苗施設は一緒にしたほうがかえってこの周辺の奥のほうの農地についても整備ができて、周りが宅地ですので、迷惑がかからないんじゃないかというふうに思います。奥藤委員の言われるとおり、この計画でよいと思います。以上でございます。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
17番、藤原隆弘推進委員。

藤原隆推進委員： 17番の藤原です。この場所はちょっと手前のところよりも一段上がっておりまして、平らにするのなら、大量に土を取らなあかんのやろうなと思いました。審議のほうをよろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。ちょっと教えてほしいんですけど、申請地が629番1ですね。そしたら、実際にはもっと面積があるのかもしれないですけどね、登記簿謄本の294ですけど、その隣のほうも一緒に取得されるんですか。

議長： 事務局から説明します。

事務局： 失礼します。ちょっと分かりにくいんですけども、43ページを御覧ください。こちらが図面になりまして、一番下の市道となっているのが建屋の中に入っている市道で、ここから466番という宅地が大幅にあります。こちらがもともと住宅があったところを取り壊されて、今更地となっている部分、その奥に今回申請があった畑が294平方メートルあるということと、627番も含めてやるんですけども、627番についてはもともと地目が宅地ということになっておりましたので、そこは転用が必要ないということになります。筆としては3筆分を合わせて事業をされます。そのうち農地は1筆のみということになっております。

以上です。

大谷委員： 御説明があったように、この筆を3筆を、利用してやっていくんだということで、そのうち農地が1件あるということですね。はい、分かりました。

議長： ほかにはございませんか。

(質 疑 な し)

議長： それでは、質疑なしと認め、議案第118号の1番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の玉見の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、以前は農用地内にありました。しかし、昨年の除外申請があり今年の7月7日をもって除外が完了しておりますため、農用地区域外となっております。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用について同意書や資金証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地への影響に問題ないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。
以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 6番、奥藤です。これは2回ほど確認させてもらったんですけども、ここの借受人、この方がその奥にある山から、間伐材を出す予定だそうです。それが10年ぐらいかかって間伐材を出されるというために、今申請させていただくのを一時転用させていただきたいということなんです。現況は草は一応刈ってありますし、耕作はしようと思ったらできるんでしょうけども、そういった

状態のところで、現在は耕作をされていません。そこに恐らく作業道を、砂利等を敷き詰めて作業道を造りたいということなんです。それには、終わった後は元にして返しますということと言われてましたんで、今の現状では、現況変更して一時転用したようなことには問題はないように見受けられました。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
12番、西谷英樹農業委員。

西谷英委員： 西谷です。これも午前中確認してまいりましたが、先ほど担当委員が言われたとおりですので、このまま許可することによいと思います。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
18番、鷹野推進委員。

鷹野推進委員： 18番、鷹野です。担当委員のほうから丁寧に御説明がございましたので、私のほうから何も言うことはございません。よろしくお願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。ちょっと質問なんですけども、1反近い地積があるわけなんですけど、そこに104平方メートルの作業道を造ると。先ほど担当農業委員さんもおっしゃられましたが、いずれ分筆されるのかしないのか分からんけども、この残った土地も作業場として使いたいんだということですよね。だから、その一時転用が出てくるんですよね、そういうことでよろしいんでしょうかね。

議 長： 事務局から説明します。

事務局： 今回の申請、作業道ということで、一時的と言われたのは、この森林整備自体は森林の規模が20ヘクタールぐらいある大きなものになりまして、今日、上垣さんにも確認させてもらいましたが、事業としては10年ぐらいは大分もつだらうというところで、その間は作業道として使わせてもらおうということで、その後、作業道から戻すかどうかは地権者と相談して、求められれば復元しますということです。ただ、先ほど大谷委員が言われたように、104平方メートル以外の部分を使うかと言われますと、実際は使いません。森林整備する間伐材を運び出すための作業道ですので、その104平方メートル以外の農地で物を置いたりですとかはする予定はございませんので、今回のこの一部分のみの転用

となっております。

大谷委員： 分かりました。

議長： ほかにはございませんか。

(質 疑 な し)

議長： それでは、質疑なしと認め、議案第118号の2番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

議長： 続きまして、番号3番の養父市場の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号3番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、こちらも以前は農用地内にありました。同じく昨年除外申請があり今年の7月7日をもって除外が完了しているため、農用地区域外となりました。圃場整備を実施し、農地の集団規模が10ヘクタール以上あるため、原則転用が認められない第1種農地となります。しかし、この第1種農地の例外を規定しております農地法施行規則第35条第5項における既存施設の2分の1を超えない施設の拡張に該当するため、例外となります。一般基準については、資力、信用について同意書や残高証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地への影響も問題ないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。

藤原委員： 担当農業委員、3番、藤原です。関連ページ、41ページから53ページです。この施設ですけれども、駐車場として農振農用地、先ほど事務局のほうから説明があったとおりなんですけれども、これ、最初のところにも3筆書いてありますけれども、この41ページの緑の部分のこれが3筆になっておりますけれども、もう

少し、これ広げたいということで、この51ページ、1055-1も申請したんですけども、これを含めると施設の拡張が2分の1を超えてしまうので却下されたということです。今回申請しているのが農振農用地で一番いい土地なんですけども、やっぱり事業を拡大されるのにこの土地がどうしても必要だということで申請されておりますので、これはもう致し方ないことだと思いますので、審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
4番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 4番、寺尾稔です。担当農業委員さんのほうから説明がありましたとおりでございますけれども、面積的にはかなり広い面積と思ひましたけれども、業種柄、運送業ということでしたので、現在の会社の状況を見させていただきましたら、かなり手狭で、大きなトラックがたくさんあるということで、今回この申請を出されて事業拡大ということで問題ないと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、安達推進委員。

安達推進委員： 19番、安達です。午前中に現地調査に行きました。今農業委員さんからの説明のあったとおりでと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第118号の3番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第119号、農地法第4条第1項のただし書き、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 56ページを御覧ください。議案第119号、農地法第4条第1項ただし書き、農

地法施行規則第29条第1項の規定による届出についてです。

届出番号1番、養父市長野の土地1筆、面積は848平方メートルのうち60平方メートルです。届出者は養父市長野の方で、平成7年頃、農業委員会へ相談し申請地内に農業用倉庫を建設しておりますが、このたびお孫さんが同敷地内に農家住宅を建設したことに伴い、農業委員会の証明が必要となったため、改めて届出を行うものです。関連ページは57ページから61ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、1番の長野の件について、担当農業委員の説明を求めます。

6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 6番、奥藤です。皆さんの手元のこの848平方メートルのうち60平方メートルと書いてあるんですけども、848平方メートルのこの60平方メートル以外が、ほんなら農地かといえば、もう既にこれ宅地化の申請が出とるんですよ、これたしか。60平方メートルだけが今回申請が出てなかったという部分なんです。この60平方メートルは農業用倉庫ということで、それ以前に申請をされていたようですけども、その分だけはされてなかったということなんです。ちょっと現況の写真がありませんけども、建物の農業用倉庫、61ページを見てもらったら分かるんですけども、これが倉庫の現況写真です。これからいきましたら、問題はないと思うんですけども、私もちょっと勘違いしたんですけど、60ページで、ちょっと見てもらったら分かるんですけど、既存の農業用倉庫と書いてあるんですけど、ほかが農地じゃないということだけ御説明させてもらって、これを今認めることに関しては何の問題もないんじゃないかなというふうに思います。水利等の影響は全くないようです。ちょっとややこしい説明なんですけど、あと、福垣さんが補足説明してくれると思いますので、よろしく願います。

議 長： 事務局から説明します。

事務局： 失礼します。追加で説明させていただきます。先ほど奥藤委員からあったように、60ページを見てもらえると一番分かりやすいのかなと思います。こちら、全部1筆で848平方メートルということになるんですけども、農家住宅をお孫さんが建てるということで、こちらもその図面にはなっております。農家住宅を建てる際に既存の農業用倉庫については取壊しをしないということになっておりましたので、848平方メートルから今回申請がある60平方メートルを除いた分の788平方メートルについて、転用申請を昨年いただいておまして、こちらについては令和3年の10月1日に5条許可が出ております。今日現場を見ていただいたら分かりますとおり、農家住宅というのは既に建築済みで、転

居もされているというような状況になっております。ただ、住宅を建てる際に住宅ローンを組む必要がありまして、その抵当を入れる際に地目を宅地に変える必要があります。1筆全て変えようと思えば同じ地目でないと変えられないということで、農業委員会の許可が出ている分については848平方メートルのうち788平方メートルだけということになりますので、実際にこれでは法務局が受け付けしていただけない状況になっています。これに加えて、農業用倉庫の60平方メートル分も農業委員会の証明があれば全部で848平方メートルになりますので、全部の地目変更は可能になるということで、こちらの方、以前に農業委員会に相談されて、申請は要らないですよとされているんですけども、証明を出そうと思えば一度申請をしていただいで審議する必要がありますので、かなり年数が経過しているんですけども、今日御審議いただいているということになります。以上です。

議 長： 続いて、現地に調査委員の説明を求めます。

1番、秋山農業委員。

秋山委員： 1番、秋山です。今ほど担当農業委員の方と、それから事務局のほうで詳しい説明を十分されましたので、改めて私のほうから説明をすることはございませんけれども、20年ほど前に建てられた農業用倉庫ということらしいです。今も言いました、転用はもう全部済んでおりますし、ここだけが申請から漏れていたということで今回の申請に至ったということになると思います。地域の同意も取られておるようです。顛末書も提出されております。あと、用排水路、先ほど言われました日照とかそういう問題は、もう以前に建てられてから全然問題が起きておりませんので、今回も問題はないと思われまますので、本申請は許可相当かと思われまますので、よろしく願いいたします。

議 長： 続きまして、担当推進委員の説明を求めます。

17番、藤原隆弘推進委員。

藤原隆推進委員： 17番、藤原です。ただいまの皆さんの説明のとおりですので、審議のほうをよろしく願います。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第119号の1番を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第120号、空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第120号、空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定についてです。

農地の取得できる下限面積を10アールから引き下げるものです。設定する区域が吉井の土地1筆になっております。地目が畑で、面積が979平方メートルで、所有者は、大阪府淀川区の方です。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

次に、1番の吉井の件について、担当農業委員の説明を求めます。

2番、山根農業委員。

山根委員： 2番、山根です。場所的には9号線をずっと行きまして、関宮の信号、鉢伏方面ですか、そこに入って大体5分ぐらいのところにすけども、65ページ、66ページを見てもらったら分かるんですけど、今年はそうでもないらしいんですけど、地元の井上推進委員さんが申ししていたように、毎年何回か帰って保全管理をされていたみたいなんです。今年は売買ということがあったもので、ちょっと草刈りも怠っていたかなと思うんですけども、農地的には、別に草刈りをしたら十分な農地であることを確認してまいりました。以上です。

議 長： この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第120号の吉井の件について採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

報告事項に入ります。

報告①、農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 68ページを御覧ください。報告①、農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出についてです。

届出番号1番から3番までは同一の借り人及び転用目的となっておりますので、2番以降は省略させていただきます。

届出番号1番、養父市八鹿町小佐の土地1筆、面積は59平方メートルのうち2.25平方メートルです。借受人は東京都世田谷区の株式会社、貸付人は養父市八鹿町小佐の方です。届出の目的は携帯基地局の設置です。

届出番号2番、養父市長野の土地1筆、面積は172平方メートルのうち4.00平方メートルです。貸付人は養父市長野の方です。

届出番号3番、養父市出合の土地1筆、面積は74平方メートルのうち2.25平方メートルです。貸付人は石川県金沢市の方となっております。

届出番号1番の場所につきましては、69ページを御覧ください。地図の上側にあるのが旧小佐小学校、その前を県道日影養父線が走っております。一番下側が八鹿町中村という集落になっております。こちらにあります小佐地区コミュニティセンター前、地図上で緑色、白枠で囲っているところが場所になります。こちらに、73ページに図がございますとおり、14.8メートルの基地局が設置されることとなっております。

届出番号2番の場所につきましては、74ページを御覧ください。こちらは県道十二所澤線から内山いちご園に入ります。内山集落に入ったところの地図上、緑塗り、白囲いになっているところが場所となっております。こちらの場所に、78ページにありますとおり、今度は14.776メートルのアンテナが建つこととなっております。

届出番号3番の場所につきましては、79ページを御覧ください。少し見にくいんですが、旧出合小学校から川を挟んではす向かい側、地図上で緑色、白囲いとなっているところが場所となっております。こちらの場所に、83ページにございますとおり、14.8メートルの携帯基地局のアンテナが建つこととなっております。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局

より説明を求めます。

事務局： 報告②、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、八鹿町九鹿の土地1筆で、218平方メートルです。譲受人は八鹿町九鹿の方で、譲渡し人は加古川市平岡町の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が7月8日、許可日が8月2日となっています。

2番、尾崎の土地1筆で、1,730平方メートルです。譲受人は尾崎の方で、譲渡し人も尾崎の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が7月21日、許可日が8月3日となっています。

3番、万久里の土地1筆で、718平方メートルです。譲受人は万久里の方で、譲渡し人は八鹿町八鹿の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が7月21日、許可日が8月3日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告③、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告③、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は八鹿町浅間の土地10筆で、面積が合計4,212平方メートルです。申請人は八鹿町浅間の方です。取得した日が令和4年7月21日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。土地の詳細については86ページを御覧ください。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

これで報告事項は終了いたしました。

以上で第35回農業委員会総会を閉会いたします。御苦労さまでした。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷 垣 重 俊

署名委員 圓 山 満

署名委員 小 根 達 夫